

平成29年 2月24日（金） 10:00
石狩市役所5階 第2委員会室

平成28年度第2回 石狩市社会福祉審議会提出資料

保育料の改定及び聚富保育園の募集終了について

石狩市保健福祉部

1 諮問の趣旨

石狩市では、現在の保育料（認定こども園の幼稚園部や子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園の保育料を含む。）を見直し、平成 29 年 4 月から適用するための準備を進めています。

また、聚富保育園は、昭和 48 年 4 月に開園したへき地保育所ではありますが、本年 3 月に 5 歳児 8 人が卒園すると園児数が著しく減る見込みであり、今後、保育園としての運営が難しくなることから、新規入所の募集は平成 31 年 3 月 31 日を以って終了したいと考えています。

このため、石狩市が保育料の額を見直すとともに、聚富保育園の募集を終了するに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

2 保育料の改定について

国が進めている幼児教育の無償化に向けた取組みの段階的推進として、平成 29 年 4 月から市町村民税非課税世帯について、第 2 子の保育料が無償化されるとともに、市町村民税所得割合算額 77, 100 円以下の世帯については、ひとり親世帯を中心に保護者負担が軽減されることとなりました。

このため、保育料の改定にあたっては、国の見直しに加え、低所得階層への配慮として年収約 360 万円未満相当世帯の第 2 子の保育料を無償化することとし、次のとおり、平成 29 年 4 月から適用する保育料の改定（案）を作成しました。

（1）教育標準時間の場合の保育料

幼児教育の段階的無償化により、B 階層（A 階層を除き、市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む。））について、第 2 子の保育料を無償化するとともに、C 1 階層（市町村民税所得割合算額 77, 100 円以下）については、第 1 子の保育料を 2, 000 円軽減した額とします。

また、C 1 階層のひとり親世帯については、第 1 子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減した額とします。

さらに、市独自の軽減により、C 1 階層については、第 2 子の保育料を無償化します。

●表 1 教育標準時間の場合の保育料（案）（月額）
（A階層及びC2階層～C3階層 略）

（単位：円）

階層区分	定義	区分	教育標準時間	
			改定前	改定後
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	第2子	1,000 (0)	0 (0)
C1	市町村民税所得割合算額 77,100 円以下	第1子	10,300 (4,600)	8,300 (2,000)
		第2子	5,150 (0)	0 (0)

注：下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B階層及びC1階層に認定された場合の保育料です。

（2）保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料

幼児教育の段階的無償化により、B階層（A階層を除き、市町村民税非課税世帯）について、第2子の保育料を無償化するとともに、C1階層（市町村民税均等割の額のみ世帯）からC7階層の一部（市町村民税所得割合算額 77,101 円未満）のひとり親世帯については、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減した額とします。

さらに、市独自の軽減により、C1階層からC5階層の一部（市町村民税所得割合算額 57,700 円未満）の世帯については、第2子の保育料を無償化します。

●表2 保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料（案）（月額）

（A階層、C7階層のうち一部及びC8階層～C18階層 略）

（単位：円）

支給認定 保護者の区分		区 分	保育標準時間				保育短時間			
階 層 区 分	定 義		3 歳未満児		3 歳以上児		3 歳未満児		3 歳以上児	
			改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
B	A階層を除き、 市町村民税 非課税世帯	第 2 子	1,500 (0)	0 (0)	1,000 (0)	0 (0)	1,500 (0)	0 (0)	1,000 (0)	0 (0)
C 1	市町村民税 均等割の額 のみの世帯	第 1 子	6,500 (2,700)	6,500 (2,700)	5,500 (2,200)	5,500 (2,000)	6,300 (2,600)	6,300 (2,600)	5,400 (2,200)	5,400 (2,000)
		第 2 子	3,250 (0)	0 (0)	2,750 (0)	0 (0)	3,150 (0)	0 (0)	2,700 (0)	0 (0)
C 2	市町村民税 所得割合算額 7,800 円未満	第 1 子	10,000 (4,500)	10,000 (3,000)	9,000 (4,000)	9,000 (2,000)	9,800 (4,400)	9,800 (3,000)	8,800 (3,900)	8,800 (2,000)
		第 2 子	5,000 (0)	0 (0)	4,500 (0)	0 (0)	4,900 (0)	0 (0)	4,400 (0)	0 (0)
C 3	市町村民税 所得割合算額 48,600 円未満	第 1 子	17,600 (8,300)	17,600 (3,000)	14,900 (6,900)	14,900 (2,000)	17,300 (8,100)	17,300 (3,000)	14,600 (6,800)	14,600 (2,000)
		第 2 子	8,800 (0)	0 (0)	7,450 (0)	0 (0)	8,650 (0)	0 (0)	7,300 (0)	0 (0)
C 4	市町村民税 所得割合算額 54,600 円未満	第 1 子	21,000 (10,500)	21,000 (3,000)	18,900 (9,400)	18,900 (2,000)	20,600 (10,300)	20,600 (3,000)	18,500 (9,200)	18,500 (2,000)
		第 2 子	10,500 (0)	0 (0)	9,450 (0)	0 (0)	10,300 (0)	0 (0)	9,250 (0)	0 (0)
C 5	市町村民税 所得割合算額 61,000 円未満 のうち 57,700 円未満	第 1 子	22,500 (11,200)	22,500 (3,000)	20,300 (10,100)	20,300 (2,000)	22,100 (11,000)	22,100 (3,000)	19,900 (9,900)	19,900 (2,000)
		第 2 子	11,250 (0)	0 (0)	10,150 (0)	0 (0)	11,050 (0)	0 (0)	9,950 (0)	0 (0)
	市町村民税 所得割合算額 61,000 円未満	第 1 子	22,500 (11,200)	22,500 (3,000)	20,300 (10,100)	20,300 (2,000)	22,100 (11,000)	22,100 (3,000)	19,900 (9,900)	19,900 (2,000)
C 6	市町村民税 所得割合算額 70,000 円未満	第 1 子	24,000 (12,000)	24,000 (3,000)	21,600 (10,800)	21,600 (2,000)	23,500 (11,700)	23,500 (3,000)	21,200 (10,600)	21,200 (2,000)
C 7	市町村民税 所得割合算額 79,000 円未満 のうち 77,101 円未満	第 1 子	27,000 (13,500)	27,000 (3,000)	24,300 (12,100)	24,300 (2,000)	26,500 (13,200)	26,500 (3,000)	23,800 (11,900)	23,800 (2,000)

注：下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B階層からC7階層（C7階層は市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合に限ります。）までに認定された場合の保育料です。

3 聚富保育園の募集終了について

聚富保育園は、昭和 48 年 4 月に開園したへき地保育所ではありますが、乳児用施設がなく、近隣に民間のくるみ保育園があることもあり、満 3 歳以上の児童しか受け入れていません。

現在は、家庭的雰囲気の中できめ細かな保育を実施していますが、本年 3 月に 5 歳児 8 人が卒園すると園児数が著しく減る見込みであり、保育園としての運営が難しくなることから、新規入所の募集は平成 31 年 3 月 31 日を以って終了します。

なお、近隣のくるみ保育園は、平成 29 年 4 月に幼保連携型認定こども園として開園する予定です。

4 今後のスケジュールについて

- ・平成 29 年 3 月：本審議会からいただいた意見や答申を踏まえ、保育料の改定については、石狩市教育・保育の実施に関する規則等を改正し、聚富保育園の募集終了については、市の方針を決定
- ・平成 29 年 4 月：改定後の保育料を適用
- ・平成 29 年 6 月：へき地保育所条例等を改正
- ・平成 31 年 3 月：聚富保育園の募集を終了